

# 特許制度概論

弁理士  
宮口 聡

1. 特許制度とは何のために存在するか？

→ 法目的 (特1条) に着目

2. 特許法の保護対象は？

→ 特1条及び2条1項に着目

3. どのくらいの期間保護されるのか？

→ 特67条に~~準~~に着目

4. 特許要件とは？

→ 狭義 (特29条に着目)  
→ 広義 (特49条に着目)

5. 特許権を取得するための手続は？

→ 特36条・48条93・107条・108条及び  
特195条に着目

# 6. 中間手続(任意手続)とは?

→ 特50条(競負書)、17条92(補正)、44条(分割)、41条及び43条等(101)侵害権主張(国内優先権主張)に着目

# 7. 特許権の効力とは?

→ 特2条3項各号(実施の態様)、68条(独占排他権)(種別)(項別)、70条(特許発明の技術的範囲)及び101条(間接侵害)に着目

# 8. 特許化阻止手段、消滅手段

→ 特施規13条92(情報提供)、113条(特許費の申立)(特許無効審判)及び123条(特許無効審判)に着目

# 9. 特許権消滅手段に対する防衛手段及び対抗手段

→ 特126条(訂正審判)、120条95第2項(訂正の請求)及び134条92(訂正の請求)に着目

# 10. 特許権侵害に対する救済措置

→ 特100条(差)、109条(損)、703-704条(不)及び106条(信)及び196条(直接侵害罪)、196条92(刑)(間接侵害罪)に着目

# 11. 上記10: 対し、対し措置

→ 特69条(正当理由)、79条(正当拒原)、104条93(無効の抗弁)及び113条(特許実施拒)、123条(通常実施拒)、77条(特許実施拒)及び78条等(通常実施拒)に着目

特許権取心報発行日以6月以内